

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月5日

【発行者名】 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白勢 菊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル

【事務連絡者氏名】 小林 徹也

【電話番号】 03(5208)5947

【届出の対象とした募集（売出）  
内国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】 パインブリッジ・コモディティファンド

【届出の対象とした募集（売出）  
内国投資信託受益証券の金額】 3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、繰上償還をする予定があるため、本訂正届出書によりこれを訂正するものです。

## 2. 【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当事項を次の内容に訂正します。

下線部\_\_が訂正箇所を示します。

## 第一部【証券情報】

### （12）【その他】

[訂正前]

収益分配金の受取方法には、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引後再投資する「分配金再投資コース」の2つの方法がありますので、取得申込時にご選択ください。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

分配金再投資コースを選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

[訂正後]

収益分配金の受取方法には、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引後再投資する「分配金再投資コース」の2つの方法がありますので、取得申込時にご選択ください。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

分配金再投資コースを選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

### 信託終了（繰上償還）の予定について

当ファンドは繰上償還を行うための手続きを行っており、2018年8月31日付で繰上償還を行う予定です。ただし、異議を申立てた受益者の受益権口数が、基準日（2018年6月7日）の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還は行いません。

当ファンドのご購入に際しましては、十分にご留意ください。